

核融合エネルギーフォーラムの規約

平成 19 年 7 月 5 日

(「核融合フォーラムに係わる規約」からの一部改訂)

(設置)

- 核融合エネルギーフォーラム設立趣意書に基づき、核融合エネルギーフォーラムを設置する。

(構成及び組織)

- フォーラムは会員の自主的参加により構成される。
- フォーラムに運営会議、調整委員会、ITER・BA 技術推進委員会、専門クラスター等を置く。
- フォーラムに顧問を置く。

(運営会議)

- 運営会議はフォーラム活動を統括する。
- 運営会議に議長を置く。
- 議長はフォーラムを代表し、会務を整理する。

(顧問)

- 顧問は運営会議に対して助言を行う。

(調整委員会)

- 調整委員会は運営会議に対してフォーラムの活動推進に係わる企画等を提言する。
- 調整委員会は運営会議より付託される課題を対処する。
- 調整委員会は会員からの企画提案等を受け、調整を行った上で運営会議に提案を行う。

(専門クラスター)

- 会員の提案等に基づき複数の専門クラスターを設置する。
- 専門クラスターにコーディネーターを設ける。

(ITER・BA 技術推進委員会)

- ITER・BA 技術推進委員会は、研究活動に関する意見の集約をはかって国や極内機関・実施機関に対する意見具申するための協議、国内における連携協力の調整、及びその他技術的な諸課題への対応、などを行う。
- ITER・BA 技術推進委員会は、調整委員会と双方向的に連携し、必要に応じて専門クラスターや同サブクラスターの協力を得る。
- ITER・BA 技術推進委員会は、意見提出の要請や必要な連絡調整などにあたって、日本原子力研究開発機構核融合研究開発部門、核融合科学研究所、及び産業界の代表機関（日本原子力産業協会など）と協力して行う。

(会員)

- 入会は、フォーラムの「設立趣意」に賛同の下、別に定める入会手続きを経て、運営会議の承認を得るものとする。

(事務局)

- フォーラムに事務局を置く。
- 事務局はフォーラムの庶務を行う。
- 事務局は、日本原子力研究開発機構核融合研究開発部門と核融合科学研究所が連携して行う。

(活動に係わる経費)

- 運営会議が認めたフォーラムの活動参加に係わる経費を支出することができる。

以上